

令和3年5月から11月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、**その都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年9月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を11月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日			～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置 【全国】		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) ① 13,500円
	業況特例 (※1) 【全国】		—	4/5 (10/10) ② 15,000円
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	—	4/5 (10/10) ② 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) ② 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】		2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) ① 13,500円
	業況特例 (※1) 【全国】		4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) ② 15,000円
	地域に係る特例 (※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) ② 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5 (10/10) ② 15,000円

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※1・※2に該当する事業主の方へ

※1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

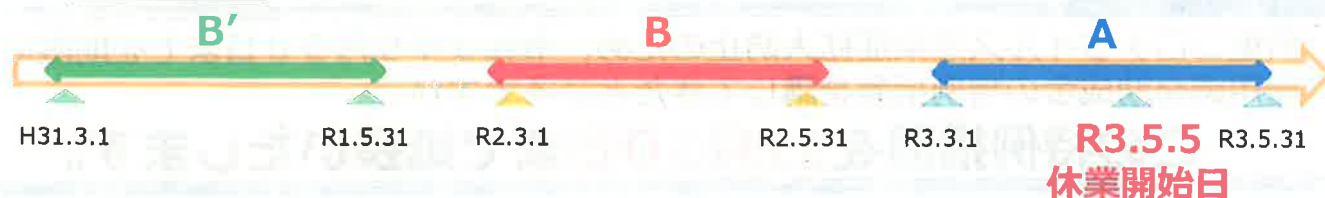
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から11月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

（※）中小企業は5月1日から11月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

